

新	旧
<p>秋田県建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度の試行実施要領 (平成20年9月29日建管-1625)</p>	<p>秋田県建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度の試行実施要領 (平成20年9月29日建管-1625)</p>
<p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第2条 最低制限価格の設定に当たっては、契約ごとに<u>7.5/10から9/10</u></p> <hr/> <p>の範囲内で契約担当者が次に定める額によるものとし、予定価格算出の基礎とした設計書に基づき算定する。</p> <p>(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。その額が<u>入札比較価格に9/10を乗じて得た額を超える場合にあっては、9/10を乗じて得た額とし、入札比較価格に7.5/10を乗じて得た額に満たない場合にあっては、7.5/10を乗じて得た額とする。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>1) 測量業務 最低制限価格の範囲 <u>7.5/10</u>から9/10 ①直接測量費の額 ②測量調査費の額 ③諸経費に<u>6.5/10</u>を乗じて得た額 <u>2)-1 (削除)</u></p> <p>2) <u>土木関係及び補償コンサルタント業務</u>（業務価格が業務原価（直接原価＋その他原価）と一般管理費等で構成されている場合） 最低制限価格の範囲 <u>7.5/10</u>から9/10 ①直接人件費の額 ②直接経費の額 ③その他原価の額に9/10を乗じて得た額 ④一般管理費等の額に<u>6.5/10</u>を乗じて得た額</p>	<p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第2条 最低制限価格の設定に当たっては、契約ごとに<u>6/10から8/10、6/10から9/10又は2/3から8/10</u>（ただし、地質調査業務においては、<u>2/3から9/10</u>）の範囲内で契約担当者が次に定める額によるものとし、予定価格算出の基礎とした設計書に基づき算定する。</p> <p>(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。その額が</p> <hr/> <p><u>入札比較価格に9/10を乗じて得た額を超える場合にあっては、9/10を乗じて得た額とし、入札比較価格に2/3を乗じて得た額に満たない場合にあっては、2/3を乗じて得た額、入札比較価格に6/10を乗じて得た額に満たない場合にあっては、6/10を乗じて得た額とする。ただし、地質調査業務においては、その額が入札比較価格に9/10を乗じて得た額を越える場合にあっては、9/10を乗じて得た額とし、入札比較価格に2/3を乗じて得た額に満たない場合にあっては2/3を乗じて得た額とする。</u></p> <p>1) 測量業務 最低制限価格の範囲 <u>6</u>/10から9/10 ①直接測量費の額 ②測量調査費の額 ③諸経費に<u>6</u>/10を乗じて得た額</p> <p>2)-1 <u>土木関係及び補償関係コンサルタント業務</u>（業務価格が業務原価（直接業務費＋技術経費及び諸経費）で構成されている場合） ①最低制限価格の範囲 <u>2/3</u>から8/10 ②直接業務費に9/10を乗じて得た額 ③技術経費及び諸経費の合計に<u>6/10</u>を乗じて得た額</p> <p>2)-2 <u>土木関係及び補償コンサルタント業務</u>（業務価格が業務原価（直接原価＋その他原価）と一般管理費等で構成されている場合） 最低制限価格の範囲 <u>6</u>/10から9/10 ①直接人件費の額 ②直接経費の額 ③その他原価の額に9/10を乗じて得た額 ④一般管理費等の額に<u>5</u>/10を乗じて得た額</p>

新	旧
<p>3) 建築関係コンサルタント業務（工事監理含む） 最低制限価格の範囲 <u>7.5</u> / 10 から <u>9</u> / 10 ① 直接人件費の額 ② 特別経費の額 ③ 技術料等経費及び諸経費の合計に <u>7.5</u> / 10 を乗じて得た額</p> <p>4) - 1 地質調査業務（解析等調査含まず） 最低制限価格の範囲 <u>7.5</u> / 10 から 9 / 10 ① 直接調査費の額 ② 間接調査費の額に 9 / 10 を乗じて得た額 ③ 諸経費の合計に <u>6.5</u> / 10 を乗じて得た額</p> <p>4) - 2 地質調査業務（解析等調査含む） 最低制限価格の範囲 <u>7.5</u> / 10 から 9 / 10 ① 直接調査費の額 ② 間接調査費の額に 9 / 10 を乗じて得た額 ③ 解析等調査業務費の額に 8 / 10 を乗じて得た額 ④ 諸経費の額に <u>6.5</u> / 10 を乗じて得た額</p> <p>(2) 業務等の性格上前号の規定により難しいものについては、(1)の算定方法に関わらずに <u>7.5</u> / 10 から 9 / 10 の範囲内で適宜の割合とする。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) (1) で定める額の端数処理は、次のとおりとする。 1) 業務ごとに定める額の合計額は、千円未満を切り捨てるものとする。 2) 入札比較価格に <u>9</u> / 10 を乗じて得た額は、千円未満を切り捨てるものとする。 3) 入札比較価格に <u>7.5</u> / 10 を乗じて得た額は、千円未満を切り上げるものとする。 <u>4) (削除)</u></p> <p><u>附 則</u> この要領は、令和8年2月1日から施行し、令和8年2月1日以降に入札公告又は指名通知を行う業務委託から適用する。</p>	<p>3) 建築関係コンサルタント業務（工事監理含む） 最低制限価格の範囲 <u>6</u> / 10 から <u>8</u> / 10 ① 直接人件費の額 ② 特別経費の額 ③ 技術料等経費及び諸経費の合計に <u>6</u> / 10 を乗じて得た額</p> <p>4) - 1 地質調査業務（解析等調査含まず） 最低制限価格の範囲 <u>2</u> / 3 から 9 / 10 ① 直接調査費の額 ② 間接調査費の額に 9 / 10 を乗じて得た額 ③ 諸経費の合計に <u>5</u> / 10 を乗じて得た額</p> <p>4) - 2 地質調査業務（解析等調査含む） 最低制限価格の範囲 <u>2</u> / 3 から 9 / 10 ① 直接調査費の額 ② 間接調査費の額に 9 / 10 を乗じて得た額 ③ 解析等調査業務費の額に 8 / 10 を乗じて得た額 ④ 諸経費の額に <u>5</u> / 10 を乗じて得た額</p> <p>(2) 業務等の性格上前号の規定により難しいものについては、(1)の算定方法に関わらずに <u>6</u> / 10 から 9 / 10 (地質調査業務は、<u>2</u> / 3 から 9 / 10) の範囲内で適宜の割合とする。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>前号</u>で定める額の端数処理は、次のとおりとする。 1) 業務ごとに定める額の合計額は、千円未満を切り捨てるものとする。 2) 入札比較価格に <u>8</u> / 10 又は 9 / 10 を乗じて得た額は、千円未満を切り捨てるものとする。 3) 入札比較価格に <u>6</u> / 10 を乗じて得た額は、千円未満を切り上げるものとする。 4) 入札比較価格に <u>2</u> / 3 を乗じて得た額は、千円未満を切り上げるものとする。</p>